平成２３年（フ）第１５３３７号
東京都江戸川区江戸川６丁目３－４－208
債務者　湯浅　寛徳
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３３８号
神奈川県川崎市宮前区宮崎４丁目１－122
債務者　佐藤　允將
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３３９号
東京都調布市深大寺元町５丁目５－34－107
債務者　杉野　昭伸
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３４０号
埼玉県富士見市大字水子1457－201
債務者　本橋　正典（旧姓上）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４０５号
東京都足立区江北５丁目９－23－102
債務者　金田　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４１２号
東京都東大和市中央１丁目598－１－301
債務者　関田　文哉
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４１６号
埼玉県所沢市くすのき台２丁目21－６－612
債務者　椛澤　隆雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２９号
神奈川県横浜市港南区日野中央２丁目34－23
債務者　岩田千恵子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４３２号
東京都葛飾区東水元１丁目18－20　第３鈴木荘102
債務者　宮澤　輝美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４３３号
東京都新宿区新宿１丁目36－５－703
債務者　濱崎　啓一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４３５号
東京都台東区松が谷４丁目23－４－501
債務者　相澤　成好
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４４０号
東京都大田区東馬込１丁目36－12
債務者　伊藤　英代
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５７号
東京都大田区仲六郷１丁目15－１－219
債務者　佐々木敬子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５８号
東京都品川区南大井２丁目12－１－1307
債務者　中島相一こと　許　　相鎬
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６２号
東京都大田区大森南４丁目15－21　東京ヤサカ自動車株式会社
債務者　渡部　俊明
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部